

2. 変更の理由

新潟港（西港地区）の水域（信濃川河口）は、信濃川上流部から多量の土砂が流入・堆積しており、航路・泊地の機能維持のため、毎年浚渫を行っている。

今回、変更申請する信濃川左岸部は、新潟－佐渡航路で観光輸送に重要なジェットフォイルのメンテナンスドックの前面泊地となっており水深が浅くなっていることから、当該航路維持のため申請者による浚渫が不可欠となっている。また、浚渫範囲から削除する箇所は申請者による浚渫の必要がなくなったため、浚渫箇所から削除するものである。

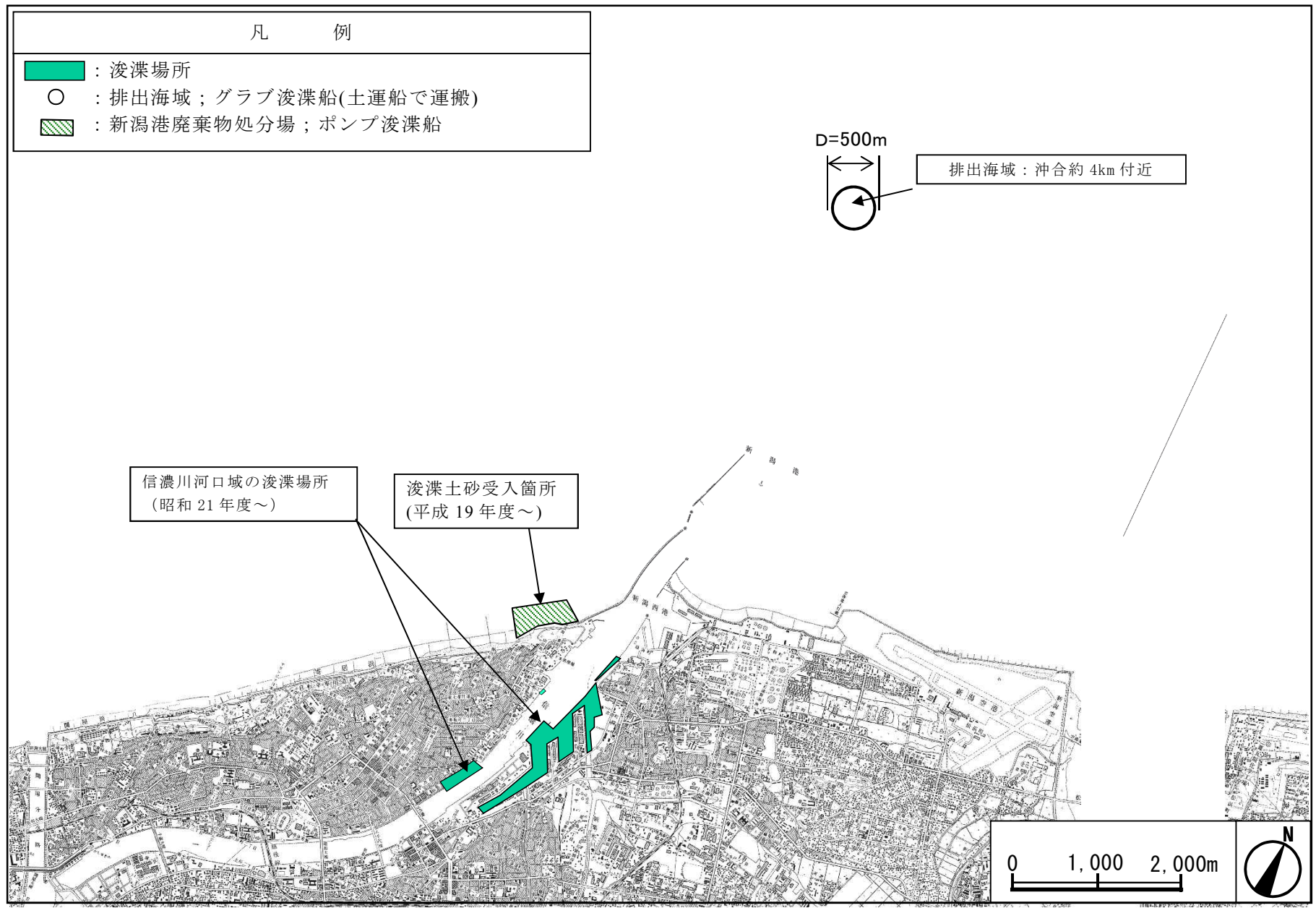


図 -1 既浚渫許可範囲

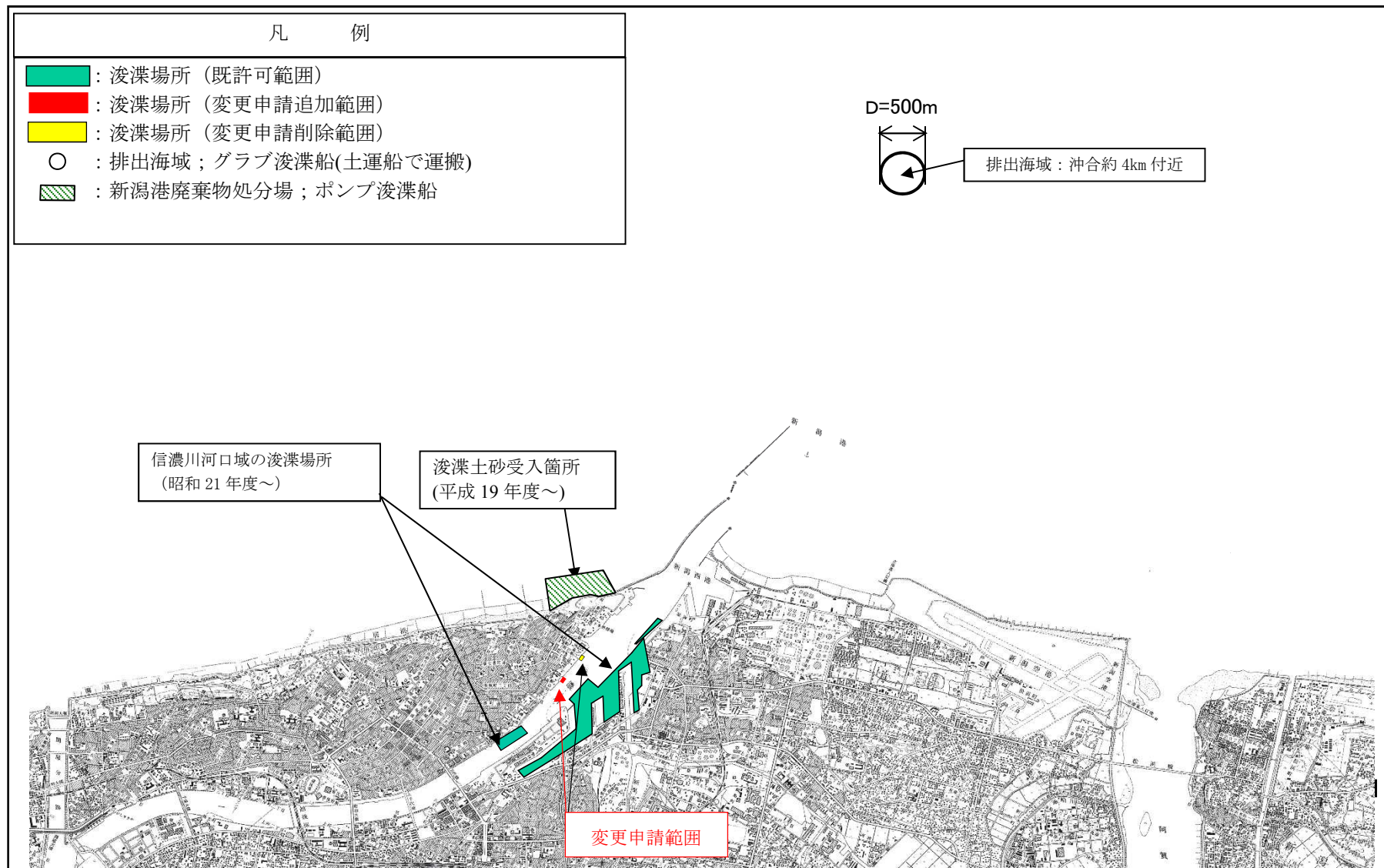


図-2 浚渫区域における変更申請 (追加・削除)浚渫範囲